⑦　エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者によるエネルギー管理者及びエネルギー管理員の適確かつ十分な活用その他工場等全体における総合的なエネルギー管理体制の充実を図ること。

⑧　工場等内で利用することが困難な余剰エネルギーを工場等外で有効利用する方策について検討し、これが可能な場合にはその実現を図ること。

（二）エネルギーの供給の事業を行う者は、（一）に掲げる各項目の実施を通じエネルギーの転換における効率の向上を図るとともに、エネルギーの供給のための施設全体としてのエネルギー消費効率が需要の変動に応じて最良となるような効率的な施設の運用及びエネルギーの輸送における損失の低減を図るものとする。

二　貨物輸送事業者が講ずべき措置

貨物輸送事業者（本邦内の各地間において発着する他人又は自らの貨物の輸送を、業として、エネルギーを使用して行う者をいう。以下同じ。）は、次の各項目の実施を通じ、エネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位の改善を図るものとする。

①　貨物輸送に係るエネルギーの使用の合理化の取組を示す方針を定め、当該取組の推進体制を整備すること。

②　エネルギー消費効率が優れた輸送用機械器具を導入すること。

③　輸送用機械器具のエネルギーの使用の合理化に資する運転又は操縦を行うこと。

④　エネルギー消費効率の向上の観点から、輸送能力の高い輸送用機械器具を導入すること。

⑤　輸送用機械器具の効率的な活用を図る観点から、効率的な積載等を図ること。

⑥　自営転換、モーダルシフトを推進するための環境醸成等を図ること。

三　荷主が講ずべき措置

荷主（自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる者をいう。以下同じ。）は、次の各項目の実施を通じ、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギー消費原単位の改善を図るものとする。

①　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に関する取組等を把握すること。

②　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に関し、荷主として行うエネルギーの使用の合理化の取組を示す方針を定め、当該取組の推進体制を整備すること。

③　輸送量当たりのエネルギー使用量が少ない輸送手段の効果的活用を図ること。

④　輸送効率の向上を図るため、貨物輸送事業者に対し積み合わせ輸送の実施、輸送量に応じた車種の選択等の発注を行うこと。

⑤　輸送の効率化を図るため、製造業における製品開発において、積載率向上に資する商品荷姿の標準化、製品や包装資材の軽量化等を図ること。

四　旅客輸送事業者が講ずべき措置

旅客輸送事業者（本邦内の各地間において発着する旅客の輸送を、業として、エネルギーを使用して行う者をいう。以下同じ。）は、次の各項目の実施を通じ、エネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位の改善を図るものとする。

①　旅客輸送に係るエネルギーの使用の合理化の取組を示す方針を定め、当該取組の推進体制を整備すること。

②　エネルギー消費効率が優れた輸送用機械器具を導入すること。

③　輸送用機械器具のエネルギーの使用の合理化に資する運転又は操縦を行うこと。

④　回送運行距離を縮減するような輸送用機械器具の運用等を図ること。

五　旅客の輸送に関し一般の事業者が講ずべき措置

一般の事業者は、旅客輸送分野におけるエネルギーの使用の合理化の取組を補完するため、次の各項目の実施に努めるものとする。

①　従業員の通勤における公共交通機関の利用推進を図ること。

②　従業員の業務その他の事業活動に関する移動において公共交通機関その他の環境負荷の小さい交通手段の利用推進を図ること。

③　集客施設にあっては、輸送事業者との連携等により来客の公共交通機関その他の環境負荷の小さい交通手段の利用を推進すること。

六　建築物の建築主等が講ずべき措置

建築物の建築をしようとする者、建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替をしようとする者並びに建築物への空気調和設備等の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修をしようとする者は、当該建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用を図るため、適確な建築等を行うとともに、エネルギー消費効率が優れ、かつ、効率的な使用が可能となる空気調和設備等の設置又は適切な改修をするものとする。

七　建築物の所有者等が講ずべき措置

（一）建築物の所有者は、当該建築物の状況、投資効果等を総合的に勘案しつつ、次の各項目を実施するものとする。

①　エネルギー消費効率の向上及び効率的な使用の観点から、エネルギーを消費する既設の設備の更新及び改善並びに当該既設設備に係るエネルギーの使用の制御等の用に供する付加設備を導入すること。

②　建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用の観点から、当該建築物の適正な維持保全を行うとともに、当該建築物の性能の向上を図るため、改修その他の所要の措置についても検討すること。

（二）建築物の所有者又はその委託等を受けて当該建築物におけるエネルギーを消費する設備の管理を行う者は、当該設備の運転並びに保守及び点検その他の項目に関し、管理標準の設定その他の措置により適正な管理を行うよう努めるとともに、テナントとの連携を含む当該建築物におけるエネルギー管理体制の充実を図るものとする。

八　建築物の設計者等が講ずべき措置

建築物の設計又は施工を行う者は、適確な設計又は施工を行うことを通じて、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために建築物に必要とされる性能が高い建築物の普及に資するよう努めることとする。

九　住宅事業建築主が講ずべき措置

住宅事業建築主（住宅の建築を業として行う建築主をいう。）は、その新築する一戸建ての住宅（以下「特定住宅」という。）につき、当該住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために当該住宅に必要とされる性能の向上を図るため、適確な建築等を行い、エネルギー消費効率が優れ、かつ、効率的な使用が可能となる空気調和設備等の設置をするとともに、当該性能の向上に資する特定住宅に関する技術の開発及び導入に努めるものとする。